

## 4 関係法仮訳

### 4-1 カナダ連邦野生動植物保護及び国際・州間取引規制に関する法律 (WAPPRITTA)

#### 統合法

##### 野生動植物の保護及び国際・州際取引の規制に関する法

S.C. 1992, c.52 (1992年カナダ法令集第52章)

2023年1月11日現在

最近の改正：2017年7月12日

公布者：法務大臣 (<http://laws-lois.justice.gc.ca>)

#### 統合法の公的位置づけ

2009年6月1日に施行された「法改正統合法」第31条1項及び2項は次のとおり定める。

公表された統合法は証拠となる

- 31.(1) 本大臣が本法にもとづいて活字または電子形態で公表した統合法または統合規則の写しはすべて、当該法律または規則とその内容の証拠となる。本大臣により公表されたとされるすべての写しは、反証がない限り、上記の方法で公表されたものとみなす。

法律間の矛盾

- (2) 本法にもとづき本大臣が公表した統合法と、「法律公表法」にもとづき議会書記官が認証した元の法律またはその後の改正法と矛盾するときは、矛盾の限度において元の法律または改正法が優越する。

#### レイアウト

かつて左右欄外に記載していた注釈を、現在は関連規定の直前に太字で記載している。これらの注釈は参照の便宜のためにのみ記載するものであり、法律の一部ではない。

#### 注

本統合法は2023年1月11日現在の法律である。最近の改正が施行されたのは2017年7月12日であった。2023年1月11日現在いまだ発効していない改正については、本稿末尾の「未発効の改正」欄に掲載している。

## 目次

### 一定の野生動植物種の保護及び同動植物種の国際・州際取引の規制に関する法律

#### 略称

1. 略称

#### 解釈

2. 定義

#### 女王陛下に対する拘束力

3. 女王陛下に対する拘束力

#### 目的

4. 目的

#### 合意

5. 連邦と州の合意

#### 禁止

6. 輸入
7. 州の許可が必要な輸送
8. 占有
9. 文書

#### 連邦の許可

10. 発行
11. 不実表示

#### 運用

12. 官吏と分析官
  - 12.1 証拠能力を有する文書
13. 留置
14. 検査
  - 14.1 通行権
  - 14.2 支援
15. 令状なしの搜索
16. 押収物の保管
17. 権利放棄
18. 移送通知
19. 没取
20. 大臣による処分
  - 20.1 費用責任
21. 規則
  - 21.1 命令

#### 犯罪と罰則

22. 犯罪：すべての人
  - 22.01 犯罪：自然人
  - 22.02 少額収益会社たる地位の決定
  - 22.03 みなし：再犯

- 22.04 追加の罰金
- 22.05 株主への通知
- 22.06 違反法
- 22.07 刑の宣告の根本目的
- 22.08 刑の宣告にかかわる原則
- 22.09 複数の動植物等がかかわる犯罪
- 22.1 継続犯罪
- 22.11 罰金の用途
- 22.12 裁判所命令
- 22.13 刑の宣告猶予
- 22.14 刑の宣告
- 22.15 出訴期限
- 22.16 大臣は許可を拒否または停止できる

#### **違反切符犯罪**

#### 23. 手続

#### **総則**

- 24. 会社の取締役、役員等の責任
- 25. 従業員または代理人による犯罪
- 26. 訴追場所
- 27. 未払いの手数料や料金
- 27.1 違反関連情報の公表
- 28. 議会への報告
- 28.1 見直し

#### **廃止**

#### **発効**

- \*30. 発効

S.C.1992, C.52

## 一定の野生動植物種の保護及び同動植物種の国際・州際取引の規制に関する法律

[同意があった日：1992年12月17日]

女王陛下は、カナダの上院及び下院の助言と同意を得て、以下のとおり制定する。

### 略称

#### 略称

1. 本法は、「野生動植物の保護及び国際・州際取引の規制に関する法律」と略称することができる。

### 解釈

#### 定義

2. 本法において、

「動物」とは、生死を問わず、本条約別紙に「動物」として記載された動物種の個体をいい、かかる動物の卵、精子、組織培養及び胚を含む。

「本条約」とは、1973年3月3日にアメリカ合衆国ワシントン D.C.において締結され、1975年4月10日にカナダにより批准された、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」及びその随時の改正をいう。ただし、改正部分がカナダを拘束する限りにおいてとする。

「輸送機関」とは、人や物の輸送に使用する車両、航空機、水上航行船舶その他の装置をいう。

「流通」には販売も含む。

「本大臣」とは、環境大臣をいう。

「官吏」とは、第12条にもとづき指定された者、または指定された集団の所属者をいう。

「植物」とは、生死を問わず、本条約別紙に「植物」として記載された植物種の個体をいい、かかる植物の種子、胞子、花粉または組織培養を含む。

「規定する」とは、規則により定めることをいう。

「輸送」には送付も含む。

### 女王陛下に対する拘束力

#### 女王陛下に対する拘束力

3. 本法は、カナダまたは州の管轄権者である女王陛下に対して拘束力を有する。

### 目的

#### 目的

4. 本法の目的は、特に本条約の実施と、動植物の国際・州際取引の規制とを通じて、一定の動植物種を保護することにある。

## 合意

### 連邦と州の合意

5. 本大臣は、本法の協力的管理・運用を行うため、かつ連邦と州の規制活動間の矛盾や重複を避けるために、州政府と合意を締結することができる。

## 禁止

### 輸入

- 6.(1) 何人も、外国法に違反して採取された動植物、または外国法に違反して占有、流通または輸送された動植物または動植物の一部もしくは派生物を、カナダ国内へ輸入してはならない。

### 輸出入

- (2) 規則に従い、何人も、第 10 条第 1 項にもとづき発行された許可にもとづいて行う場合を除き、動植物または動植物の一部もしくは派生物を、カナダ国内へ輸入し、またはカナダ国外へ輸出してはならない。

### 州際輸送

- (3) 規則に従い、何人も、第 10 条第 1 項にもとづき発行された許可にもとづいて行う場合を除き、動植物または動植物の一部もしくは派生物を、ある州から別の州へ輸送してはならない。

### 州の許可が必要な輸送

- 7.(1) ある州が、動植物または動植物の一部もしくは派生物の州外への輸送を、同州の管轄当局が発行した許可を輸送者が所持する場合にのみ許可しているときは、何人も、かかる許可にもとづいて行う場合を除き、動植物または動植物の一部もしくは派生物を、当該州から別の州へ輸送してはならない。

### 州による禁止

- (2) 何人も、州の法または規則に違反して採取された動植物、または州の法または規則に違反して占有、流通または輸送された動植物またはその一部もしくは派生物を、ある州から別の州へ輸送してはならない。

### 占有

8. 規則に従い、何人も、以下のいずれかの項目に該当する動植物または動植物の一部もしくは派生物を、それと知りつつ占有してはならない。
  - (a) 本法に違反して輸入または輸送されたもの。
  - (b) 本法に違反してある州から別の州へ輸送し、または本法に違反してカナダ国外へ輸出することが目的であるとき。

(c) 本条約別紙に記載された動植物、またはその一部もしくは派生物を流通し、またはその流通を申し出ることが目的であるとき。

## 文書

9. 動植物または動植物の一部もしくは派生物をカナダ国内へ輸入し、カナダ国外へ輸出し、またはある州から別の州へ輸送する者は、規則により保管が必要とされる文書を、規定の方法で、かつ規定の期間にわたり、カナダ国内に保管する。

## 連邦の許可

### 発行

10.(1) 本大臣が申請を受けたときは、大臣が適切と思料する条件つきで、動植物または動植物の一部もしくは派生物の輸入、輸出または州際輸送を認める許可証を発行することができる。

### 許可申請

(2) 申請は、本大臣が求める形式及び条件で行い、本大臣が求める全情報を記載し、規定の手数料を添付する。

### 撤回または一時停止

(3) 本大臣は、許可証所持者に表示の機会を与えたのちに、許可条件に違反していることを理由に許可を撤回または一時停止することができる。

### 大臣による委任

(4) 本大臣は、本条にもとづき本大臣に与えられた許可関連権限を、カナダまたは州の管轄権を有する君主の閣僚に、またはカナダ政府、州政府その他カナダ国内の政府の職員に委任することができる。かかる権限を委任された閣僚その他の者は、本大臣が定める条件に従って権限を行使することができる。

(1992, 2002)

### 不実表示

11. 何人も、本法記載の事項に関して故意に虚偽の、または誤解を招く情報を提供し、または不実表示をしてはならない。

## 運用

### 官吏と分析官

12.(1) 本大臣は、本法または本法規定の目的を達するため官吏または分析官として機能することが必要だと本大臣が思料する者または集団を指定することができる。指定を受ける者または集団が州政府の職員であるときは、本大臣は同州政府の同意を得た場合に限り、その者または集団を指定する。

### 保安官の権限

- (2) 第 1 項にもとづき指定を受けた官吏は、本法の目的を達するため保安官の全権限を有する。ただし本大臣は、同人が適切と思料する方法で、本法の目的を達するために一定の官吏が行使する権限を制限することができる。かかる制限を付与するときは、第 3 項記載の証明書にその旨記載する。

### 証明書の提示

- (3) 官吏または分析官が、本法にもとづいていずれかの場所へ立ち入るときは、要請があれば、同場所の責任者または占有者に対し、同官吏または分析官が本条にもとづいて指定された旨を証明する、本大臣が認めた書式による証明書を提示する。

### 妨害

- (4) 何人も、本法または規則にもとづく義務または職務を遂行中の官吏または分析官に対し、故意に、口頭または書面で虚偽のまたは誤解を招く陳述をし、または同人を妨害してはならない。

### 免責

- (5) 官吏及び分析官は、本法にもとづく同人らの善意の作為または不作為につき、個人的責任を負わない。  
(1992, 2009)

### 証拠能力を有する文書

- 12.1(1) 本法にもとづき作成、交付または発行された文書であって、分析官が署名したようにみられる文書は、証拠能力を有し、反証が存在しない場合は、文書に署名したとみられる者の署名または公印という証拠がなくても、当該文書記載の陳述の証拠となる。

### 分析官の立会

- (2) 文書の提示を受けた者は、裁判所の許可を得て、署名した分析官の立会を要請することができる。

### 通知

- (3) 第 1 項記載の文書は、その提示意図を有する者が、提示の相手方に対して、提示意図を示す合理的通知に、同文書の写し 1 部を添えて交付しない限り、証拠として受領することはできない。  
(2009)

### 留置

13. カナダ国内へ輸入された、もしくはカナダ国外へ輸出されようとしている、またはある州から別の州へ輸送された、もしくは輸送されようとしている物は、それが本法及び規則に従って取り扱われたと官吏が認めるまでの間、同官吏が留置することができる。

### 検査

- 14.(1) 官吏は、本法及び規則の遵守をはかるため、同人が合理的根拠にもとづき、本法の適用対象である物がある、または本法もしくは規則の運用に関連した文書があると信じる場所を、合

理的時間帯に立ち入り検査することができる。この場合、同官吏は以下の各事項を実施することができる。

- (a) 同官吏が合理的根拠にもとづき、かかる物が収納されていると信じる収納庫を開き、または開かせること。
- (b) かかる物を検査し、無料で標本を採取すること。
- (c) 同官吏が合理的根拠にもとづき、本法または規則の運用関連情報が含まれていると信じる文書の全部または一部を、検査または複写のため提示するよう要請すること。
- (d) 同官吏が合理的根拠にもとづき、本法または規則の違反の手段となったか、違反と関連があったと信じる物、または同官吏が合理的根拠にもとづき、本法または規則の違反の証拠になると信じる物を押収すること。

### 分析官

- (1.1) 本法の目的を達するため、分析官は、本条にもとづいて場所の検査を遂行する官吏に同行することができる。分析官が官吏に同行したときは、当該場所へ立ち入り、第1項(a)及び(b)に定める権限を行使することができる。

### 輸送機関

- (2) 官吏は、検査を遂行するため、輸送機関を停止させ、または同人が定める経路及び方法により、同人が定める、検査を遂行できる場所へ輸送機関を移動させるよう指示することができる。

### 住居

- (3) 官吏は、占有者の同意を得た場合、または第4項にもとづき発付された令状の権限にもとづく場合を除き、住居へ立ち入ることはできない。

### 令状

- (4) 申し立てを受けた治安判事が、宣誓の上での告発により、以下の各事実を認めたときは、令状中で定める条件に従い、官吏に同住居への立ち入りを授権する令状を発付することができる。
  - (a) 住居につき、1項記載の立ち入り条件が存在すること。
  - (b) 本法または規則の運用に関連した目的を達するために、同住居への立ち入りが必要なこと。
  - (c) 同住居への立ち入りが拒否されたとき、または立ち入りが拒否されるであろうと信じる合理的根拠があるとき。(1992, 2009)

### 通行権

- 14.1 官吏及び分析官、ならびにその同行者は、本法にもとづく義務または職務を遂行中、私有地に立ち入り、または私有地の中や上を通行することができ、通行につき責任を負わない。何人も、かかる私有地利用に対して異議を唱える権利を有しない。(2009)

### 支援

- 14.2 第14条にもとづき検査を受ける場所の所有者または責任者、ならびに同場所内にいるすべての者は、
  - (a) 官吏または分析官が本法にもとづく同人らの義務または職務を遂行できるよう、あらゆる



- 合理的支援を提供する。かつ、
- (b) 本法の運用に関連した情報であって、官吏または分析官から合理的に要請された情報を、同人らに提供する。
- (2009)

#### **令状なしの搜索**

15. 令状取得条件が存在するものの、差し迫った事情により令状を取得できない場合、官吏は、本法及び規則の遵守をはかるため、令状なしで刑法第 487 条に定める搜索・押収権限を行使することができる。

#### **押収物の保管**

16. (1) 第 13 条、第 14 条または第 15 条にもとづいて、または刑法にもとづき発付された令状にもとづいて物を留置または押収した官吏は、その物を保管し、または同人が指定する者にその物の保管を移管することができる。

#### **傷みやすい物**

- (2) 第 1 項記載の物が傷みやすい物であるときは、官吏はその物を処分しまたは破棄することができる。処分により発生した利益があれば、その物の法律上の所有者に支払う。ただし、留置または押収から 90 日以内に本法にもとづく訴訟手続が開始するときは例外とする。

#### **権利放棄**

17. 本法にもとづき留置または押収された物の所有者、輸入者または輸出者は、カナダの管轄権者である女王陛下に対し、その物の権利を放棄することができる。

#### **移送通知**

- 18.(1) 官吏が合理的根拠にもとづいて、物が本法または規則に違反してカナダ国内へ輸入されつつあるか、または輸入されたと信じるときは、その物が留置または押収されていると否とを問わず、規定の書式及び方法による通知を交付することによって、その物を規則に従ってカナダ国外へ移送するよう要請することができる。

#### **移送期限**

- (2) 物の移送通知が交付されたときは、移送は通知記載の期間内に、またはかかる期間が通知に記載されていない場合は交付から 90 日以内に、実施する。

#### **没取**

- 19.(1) 本法にもとづく犯罪につき有罪判決を受けた者がいるときは、判決裁判所は、科した刑罰に加えて、留置または押収された物、またはその処分から発生した利益を、女王陛下に没取させるよう命じることができる。

#### **合意による没取**

- (2) 本法にもとづき留置または押収された物の所有者が、その物の没取に同意したときは、その物を女王陛下に没取させる。

### 自動的没取

- (3) 以下のいずれかの場合においては、本法にもとづき留置または押収された物、またはその物の処分から発生した利益を、女王陛下に没取させる。
- (a) 第 13 条にもとづいて留置された物が、規則に規定する期間内に移送されなかったとき。
  - (b) 押収から 30 日以内に、押収物の所有権が確認できなかったとき。
  - (c) 第 18 条にもとづく通知の対象物が、同条に従ってカナダ国外へ移送されなかったとき。

### 没取命令がないときの物の返還

- (4) 判決裁判所が第 1 項にもとづいて留置物または押収物の没取を命じなかったときは、その物、またはその物の処分から発生した利益は、その物の法律上の所有者、または留置時もしくは押収時の占有者に返還される。

### 例外

- (5) 本法にもとづく犯罪により有罪判決を受けた者がいるとき、押収物、またはその処分から発生した利益は、罰金が支払われるまでの間、保有することができる。またはその物を強制執行により、罰金の支払のため売却し、利益の全部または一部を罰金の支払いに充てることもできる。

### 大臣による処分

- 20.(1) 第 14 条第 1 項(b)にもとづき標本を採取したとき、または本法にもとづき物を没取または権利放棄させたときは、本大臣の指示に従ってその物を処理し処分する。

- (2) [廃止。2009, c. 14, s.119]  
(1992, 2009)

### 費用責任

- 20.1 本法にもとづいて、または刑法にもとづき発付された令状にもとづいて物が押収されたときは、その物の輸入者または輸出者、ならびに押収時の所有者、押収直前時の責任者または管理者、及び押収直前時の占有者は、共同で、別個に、または単独で、カナダの管轄権者である女王陛下がその物との関連で負担した押収、留置、維持及び没取費用の合計額であって、もし物の処分による利益があればそれを超える部分につき責任を負う。この費用には破棄または処分の費用も含む。  
(2009)

### 規則

- 21.(1) 総督は、本法の目的を遂行するため規則を制定することができる。これには以下の各規則を含む。
- (a) 許可の発行、更新、撤回及び一時停止、ならびにかかる許可の所持を免除される場合に関する規則。
  - (b) 動植物及び動植物の一部及び派生物を、本法の規定の適用から免除することに関する規則。
  - (c) 以下の各場合に「動植物」の定義を変更する規則。
    - (i) 第 6 条第 1 項において。
    - (ii) 第 6 条第 2 項において。

- (iii) 第6条第3項において。
  - (A) 議会の立法権限の対象種を保護するため。または
  - (B) 動植物の予定輸送先の州政府において野生動物種の保護責任を負う閣僚が、当該輸送が州環境にとって有害だと思料する場合に、同閣僚の要請によって。
- (iv) 第7条において、ある州において、議会の立法権限の対象種以外の動植物種を保護するためであって、同州政府の野生動植物種の保護責任を負う閣僚の要請によって。
- (v) 第8条において。
- (d) 動植物、一定種の動植物ならびに動植物の一部及び派生物を、カナダ国内へ輸入またはカナダ国外へ輸出してよい場所や時間や方法を定める規則。
- (e) カナダ国内への輸入、カナダ国外への輸出、またはある州から別の州への輸送のために、動植物、動植物の一部または派生物、ならびに動植物やその一部や派生物用のパッケージに印をつけることに関する規則。
- (f) 第9条記載の者が保管すべき文書や、その保管形態や保管期間を定める規則。
- (g) 第18条にもとづいて、動植物や動植物の一部や派生物をカナダ国外へ移送すべき条件を定める規則。
- (g.1) 第22条第1項(b)記載の規則の規定を指定する規則。
- (h) 罰金の支払または本法にもとづく命令の執行から発生した利益の、配分方法を規定する規則。
- (i) 本法の運用に関連して支払うべき手数料や料金や、かかる手数料や料金の支払条件を規定する規則。
- (j) 本条約の実施全般に関する規則。

#### 同上

- (2) 総督は、本条約別紙にそれぞれ「動物」「植物」として記載された動植物を特定する規則を制定する。かつ、本条約別紙の一覧表が変更されてから90日以内に、変更を反映して同規則を改正する。  
(1992, 2002, 2009)

#### 命令

- 21.1(1) 総督は第6条第2項の目的を達するため、本大臣の勧告にもとづき、命令によって2条の「動物」または「植物」の定義を変更することができる。

#### 勧告

- (2) 本大臣が、生死を問わず個体の輸入が、カナダの生態系またはカナダ国内の種に対して有害であり、かつ緊急措置が必要だと思料するときは、第1項にもとづく命令を下すよう勧告することができる。

#### 変更期間

- (3) 命令による変更の適用期間は、命令に定める期間とする。この期間は、命令を下した日から1年を超えることはできない。

#### 免除

- (4) この命令は、「命令法」3条の適用を免除される。

(2002)

## 犯罪と罰則

### 犯罪：すべての人

22.(1) 以下のいずれかの違反は犯罪となる。

- (a) 本法の規定。
- (b) 第 21 条第 1 項(g.1)にもとづき制定された規則により指定される規則規定。
- (c) 本法にもとづき裁判所が下す命令。

### 罰則：自然人

(2) 第 1 項にもとづく犯罪を犯した自然人は、以下の責を負う。

- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
  - (i) 初犯の場合、15,000 ドル以上 1,000,000 ドル以下の罰金または 5 年以下の拘禁、またはその両方。
  - (ii) 再犯の場合、30,000 ドル以上 2,000,000 ドル以下の罰金または 5 年以下の拘禁、またはその両方。
- (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
  - (i) 初犯の場合、5,000 ドル以上 300,000 ドル以下の罰金または 6 カ月以下の拘禁、またはその両方。
  - (ii) 再犯の場合、10,000 ドル以上 600,000 ドル以下の罰金または 6 カ月以下の拘禁、またはその両方。

### 罰則：その他の者

(3) 第 4 項記載の自然人または会社以外の者で、第 1 項にもとづく犯罪を犯した者は、以下の責を負う。

- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
  - (i) 初犯の場合、500,000 ドル以上 6,000,000 ドル以下の罰金。
  - (ii) 再犯の場合、1,000,000 ドル以上 12,000,000 ドル以下の罰金。
- (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
  - (i) 初犯の場合、100,000 ドル以上 4,000,000 ドル以下の罰金。
  - (ii) 再犯の場合、200,000 ドル以上 8,000,000 ドル以下の罰金。

### 罰則：少額収益会社

(4) 第 1 項にもとづく犯罪を犯した会社であって、裁判所が第 22.02 条にもとづき、少額収益会社と決定した会社は、以下の責を負う。

- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
  - (i) 初犯の場合、75,000 ドル以上 4,000,000 ドル以下の罰金。
  - (ii) 再犯の場合、150,000 ドル以上 8,000,000 ドル以下の罰金。
- (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
  - (i) 初犯の場合、25,000 ドル以上 2,000,000 ドル以下の罰金。
  - (ii) 再犯の場合、50,000 ドル以上 4,000,000 ドル以下の罰金。

### 最低額の罰金からの救済

- (5) 裁判所は、提出された証拠にもとづき、最低額の罰金では不当な財政的困難を生じると認めるときは、本条に定める最低額未満の罰金を科すことができる。裁判所が本条に定める最低額未満の罰金を科すときは、その理由を述べる。  
(1992, 1995, 2009)

### 犯罪：すべての人

- 22.01(1) 規則のうち、その違反が第 22 条第 1 項にもとづく犯罪となる規定以外の規定の違反は犯罪となる。

### 罰則：自然人

- (2) 第 1 項にもとづく犯罪を犯した自然人は、以下の責を負う。
- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
    - (i) 初犯の場合は、100,000 ドル以下の罰金。
    - (ii) 再犯の場合は、200,000 ドル以下の罰金。
  - (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
    - (i) 初犯の場合は、25,000 ドル以下の罰金。
    - (ii) 再犯の場合は、50,000 ドル以下の罰金。

### 罰則：その他の者

- (3) 第 4 項記載の自然人または会社以外の者で、第 1 項にもとづく犯罪を犯した者は、以下の責を負う。
- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
    - (i) 初犯の場合、500,000 ドル以下の罰金。
    - (ii) 再犯の場合、1,000,000 ドル以下の罰金。
  - (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
    - (i) 初犯の場合、250,000 ドル以下の罰金。
    - (ii) 再犯の場合、500,000 ドル以下の罰金。

### 罰則：少額収益会社

- (4) 第 1 項にもとづく犯罪を犯した会社であって、裁判所が第 22.02 条にもとづき、少額収益会社と決定した会社は、以下の責を負う。
- (a) 正式起訴による有罪判決の場合、
    - (i) 初犯の場合、250,000 ドル以下の罰金。
    - (ii) 再犯の場合、500,000 ドル以下の罰金。
  - (b) 陪審によらない有罪判決の場合、
    - (i) 初犯の場合、50,000 ドル以下の罰金。
    - (ii) 再犯の場合、100,000 ドル以下の罰金。
- (2009)

### 少額収益会社たる地位の決定

- 22.02 第 22 条及び第 22.01 条において裁判所は、ある会社の、当該訴訟の訴訟物の発生日直前

の 12 カ月間——訴訟物が複数日にわたって発生した場合は、発生初日直前の 12 カ月間——の総収益が 5,000,000 ドル以下だと認めた場合、その会社は少額収益会社だと決定することができる。

(2009)

#### **みなし：再犯**

22.03(1) 第 22 条第 2～4 項及び第 22.01 条第 2～4 項において裁判所が、被告人が過去に、環境または野生生物の保全保護に関連した議会制定法または州法にもとづき、非常に類似した犯罪で有罪判決を受けたことがあると認めたときは、本法にもとづく特定の犯罪の有罪判決は、再犯に対する有罪判決とみなされる。

#### **適用**

(2) 第 1 項は、正式起訴による過去の有罪判決、陪審によらない過去の有罪判決、ならびに州法にもとづく同様の手続にもとづく過去の有罪判決にのみ適用され、違反切符により開始された訴訟手続には適用されない。

(2009)

#### **追加の罰金**

22.04 裁判所が、本法にもとづく犯罪により有罪判決を受けた者が、同犯罪を犯した結果、財産、利益または利得を得たと認めたときは、同人に対し、裁判所の推定による当該財産、利益または利得の価額に相当する金額の追加罰金を支払うよう命じる。追加罰金額は、追加罰金を科さない場合に本法にもとづき科すことのある罰金最高額を超えることができる。

(2009)

#### **株主への通知**

22.05 株主を有する会社が本法にもとづく犯罪で有罪判決を受けたときは、裁判所は同会社に対し、同犯罪の実行に関連した事実及び科せられた刑罰の詳細を、裁判所が指示する方法で、かつ指示する期間内に、株主に通知するよう命じる。

(2009)

#### **違反法**

22.06 本法にもとづく犯罪が、「違反法」にもとづく違反に指定されたときは、同法第 8 条第 5 項は、当該違反につき決定される罰金には適用されない。

(2009)

#### **刑の宣告の根本目的**

22.07 本法にもとづく犯罪に有罪判決を下す根本目的は、動植物に対する数々の重大な脅威と、環境にとっての動植物の重要性とに鑑みて、以下の各事項を目的とする正当な制裁を科すことを通じて、動植物の国際・州際取引を規制する法律の尊重に貢献することにある。

(a) 被告人その他の者が、本法にもとづく犯罪を犯すのを抑止すること。

(b) 一定の動植物の違法取引を糾弾し、その収益性を剥奪すること。

(c) 可能なら、違法取引される一定の動植物種を回復すること。

(2009)

### 刑の宣告にかかわる原則

22.08(1) 裁判所が、本法にもとづく犯罪で有罪判決を受けた者に刑を宣告するときは、刑法第718.1条～第718.21条を含め、本来考慮すべき原則や要因に加えて、以下の各原則も考慮する。

- (a) 当該犯罪にかかわるすべての加重要因を考慮して、罰金額を増額すべきこと。第2項に定める加重要因も含む。
- (b) 罰金額には、当該犯罪にかかわる個々の加重要因の重みを反映すべきこと。

### 加重要因

(2) 加重要因は以下の各事項とする。

- (a) 当該犯罪が、直接または間接に、動植物の被害または被害の危険を生じた。
- (b) 当該犯罪が、独特の、稀少な、特に重要な、または脆弱な動植物種または動植物集団の被害または被害の危険を生じた。
- (c) 被告人に故意または未必の故意があった。
- (d) 被告人が当該犯罪実行によって利益を得たか、または利益を得ようとする故意があった。
- (e) 被告人が、環境または野生生物の保全保護に関連した連邦法または州法を遵守しなかった履歴を有する。
- (f) 当該犯罪に高度の計画性があった。

### 加重要因の不在

(3) 第2項に定める加重要因の不在は、責任軽減事由とはならない。

### 「被害」の意味

(4) 第2項(a)及び(b)にいう「被害」には、使用価値、非使用価値いずれの損失も含む。

### 理由

(5) 裁判所が、第2項記載の加重要因が第1個または複数存在すると認めたにもかかわらず、当該要因を理由に罰金額を増額しないと決定したときは、決定理由を述べる。

(2009)

### 複数の動植物等がかかわる犯罪

22.09 本法にもとづく犯罪に、複数の動植物、または単一動植物の複数の部分もしくは派生物がかかわっているときは、当該犯罪に科す罰金額は、第22条及び第22.01条の定めにかかわらず、当該複数の動植物、部分または派生物のそれぞれが別個の起訴状の訴訟物であった場合の罰金の合計額とすることができる。

(2009)

### 継続犯罪

22.1 本法にもとづく犯罪が、複数日にわたって実行または継続されたときは、実行または継続された各日につき別個の犯罪とみなす。

(2009)

### 罰金の用途

22.11(1) 本法にもとづく犯罪の実行に関連して財産保全管理長官が受領したすべての罰金は、「違反法」にもとづき徴収した罰金を除き、「環境被害基金」のカナダ国口座群中の口座に入金し、環境の保護、保全または回復に関連した目的に、または同基金の運用に使用する。

#### 裁判所による勧告

(2) 罰金を科す裁判所は、第1項記載の目的を達するため、環境被害基金に入金された罰金の全部または一部を、裁判所が指定した者または団体に支払うよう、本大臣に勧告することができる。

(2009)

#### 裁判所命令

22.12(1) 裁判所は、本法にもとづく犯罪で有罪判決を受けた者につき、当該犯罪の性質及び犯罪実行状況に鑑みて、科した刑罰に加えて、以下の禁止・指示・要請事項を1個または複数含む命令を下すことができる。

- (a) 当該犯罪の継続または反復につながるおそれがあると裁判所が思料する行動または活動を、被告人が実施することを禁じる。
- (b) 当該犯罪の実行によって本法規定の適用対象である動植物に生じた、または生じる可能性のある被害を救済または回避するために裁判所が適切と思料する行動をとるよう、被告人に指示する。
- (c) 当該犯罪の実行に関連した事実及び科せられた刑罰の詳細を、裁判所が定める方法で公表するよう被告人に指示する。本項にもとづいて下された命令も含む。
- (d) 被告人の行為により被害または影響を受けた者に対し、被告人の費用において、かつ裁判所が定めた方法により、当該犯罪の実行に関連する事実及び科せられた刑罰の詳細を通知するよう指示する。本項にもとづいて下された命令も含む。
- (e) 当該犯罪を構成した作為または不作為の結果として第三者が実行したか、実行させたか、または実行する予定の救済・防止対策費用の全部または一部を、金銭またはその他の方法で当該第三者に補償するよう被告人に指示する。適切な救済・防止対策の評価費用も含む。
- (f) 命令中で特定することのある合理的条件に従い、コミュニティサービスを遂行するよう被告人に指示する。
  - (f.1) 動植物の保全保護に関するリサーチを可能にするため、裁判所が定める方法で金員を支払うよう被告人に指示する。
  - (f.2) 裁判所が定める方法で、教育機関に金員を支払うよう被告人に指示する。環境関連学科に所属する学生向けの奨学金も含む。
  - (f.3) 環境団体その他の団体に対し、当該犯罪の対象動植物種の保護に関連した同団体の活動支援のため、裁判所が定める方法で金員を支払うよう被告人に指示する。
- (g) 本項記載の禁止、指示または要請事項の遵守を確保するため、裁判所が適正と思料する金額につき、債務証書を提出し、保証を提供し、または同金員を裁判所に支払うよう被告人に指示する。
- (h) 動植物の保全保護の促進のため、裁判所が適正と思料する金額を、カナダの管轄権者である女王陛下に支払うよう被告人に指示する。
- (i) 有罪判決日から3年以内に本大臣から要請を受けたときは、被告人の活動関連情報であって裁判所が状況に鑑み適正と思料する情報を本大臣に提出するよう、被告人に指示する。
- (j) 被告人の善行を維持し、かつ被告人その他の者が本法にもとづく犯罪を実行するのを抑止



するために、裁判所が状況に鑑み適正と思料するその他の条件を遵守するよう被告人に要請する。

(k) 本法にもとづき被告人に対して発行された許可証を本大臣に返却するよう、被告人に要請する。

(l) 裁判所が適正と思料する期間中、被告人が本法にもとづく新たな許可を申請することを禁止する。

### 公表

(2) 第 1 項(c)にもとづく命令に従わない者がいるときは、本大臣は、裁判所が同人に指示した方法で、当該犯罪の実行に関連した事実及び科せられた刑罰の詳細を公表するとともに、公表費用を同人から回収することができる。

### 女王陛下に対する債務

(3) 裁判所が第 1 項(e)または(h)にもとづき、カナダの管轄権者である女王陛下に金員を支払うよう命じた場合、または本大臣が第 2 項にもとづき公表費用を負担したときは、その金員または費用は、カナダの管轄権者である女王陛下に対する債務を構成し、管轄権を有する裁判所がこれを回収することができる。

### 執行

(4) 裁判所が第 1 項(e)にもとづき、カナダの管轄権者である女王陛下以外の第三者に金員を支払うよう被告人に命じたが、同金員が遅滞なく支払われなかったときは、同第三者は、審理が行われた州内の上位裁判所に同命令を提出することにより、命令記載の支払金額を判決として登録することができる。同判決は、同金員の支払命令を受けた者に対して、それが同じ裁判所における民事訴訟において被告人に対して下された判決である場合と同様に執行可能となる。

### 許可の取消または一時停止

(5) 裁判所が第 1 項(k)にもとづく命令を下したときは、同命令にかかわる許可は取り消される。ただし裁判所が、適正と思料する期間中、許可を一時停止する命令を下した場合は例外とする。

### 命令の発効と期間

(6) 第 1 項にもとづき下した命令は、下した日または裁判所が決定する日において効力を生じ、同日から 3 年を超えて継続しない。ただし裁判所が同命令中で別段の定めをしたときは例外とする。

(2009)

### 刑の宣告猶予

22.13 本法にもとづく犯罪で有罪判決を受けた者に対し、裁判所が刑法第 731 条 1 項(a)にもとづき刑の宣告を猶予したときは、裁判所は、同項にもとづいて下す保護観察命令に加えて、被告人に対し、第 22.12 条記載の禁止、指示または要請事項の遵守命令を下すことができる。

(2009)

### 刑の宣告

22.14 刑の宣告を猶予された者が、第 22.12 条にもとづく命令を遵守せず、または同命令が下さ

れた日から3年以内に本法にもとづく別の犯罪で有罪判決を受けたときは、裁判所は検察官の申請により、もし刑の宣告が猶予されていなかったら科せられていたであろう刑を宣告することができる。

(2009)

### 出訴期限

22.15 本法にもとづく犯罪に対する、陪審によらない判決を求める訴訟は、訴訟物の発生日から5年を経過して以降に開始してはならない。ただし検察官と被告人が、5年経過後に訴訟を開始することができる旨合意したときは例外とする。

(2009)

### 大臣は許可を拒否または停止できる

22.16 本法にもとづく許可証の申出人または所持者が、本法にもとづく犯罪で有罪判決を受けたときは、本大臣はかかる許可の発行を拒否し、または許可を取り消すことができる。

(2009)

### 違反切符犯罪

#### 手続

23.(1) 刑法に定める訴訟開始手続とは別に、規定の犯罪に対する訴訟手続は、以下のいずれかの官吏がこれを開始することができる。

- (a) 呼出状部分と起訴状部分から構成される違反切符を作成した官吏。
- (b) 違反切符の呼出状部分を被疑者に交付した官吏、または被疑者の最近の既知の住所宛てにそれを郵送した官吏。
- (c) 呼出状部分が交付または郵送されるより前に、または交付もしくは郵送後実施可能な限りすみやかに、管轄権を有する裁判所に違反切符の起訴状部分を提出した官吏。

#### 違反切符の内容

(2) 違反切符の呼出状及び告訴状部分には、以下の各事項を記載する。

- (a) 犯罪の記載と、犯罪を実行したとされる時間と場所。
- (b) 被疑者が犯罪を犯したと信じる合理的根拠がある旨の、違反切符作成官吏の陳述と、同官吏の署名。
- (c) 当該犯罪の規定罰金額と、罰金を支払うことのできる方法と期間。
- (d) 被疑者が違反切符記載の期間内に罰金を支払えば、同被疑者に対する有罪判決が登録され記録される旨の記載。
- (e) 被疑者が無罪の答弁をしたいと希望しているか、またはその他の理由で違反切符記載の期間内に罰金を支払わないときは、違反切符記載の時刻に裁判所に出廷しなければならない旨の記載。

#### 没取の通知

(3) 本法にもとづいて押収された物にかかわる訴訟手続が、1項記載の違反切符手続により開始するときは、違反切符を作成した官吏は被疑者に対し、もし被疑者が違反切符記載の期間内に規定の罰金を支払えば、その物またはその処分から発生した利益は女王陛下に没取される旨の

書面の通知を交付する。

### 支払の結果

- (4) 違反切符の呼出状部分の交付または郵送を受けた被疑者が、違反切符記載の期間内に規定の罰金を支払ったときは、
- (a) 支払は違反切符記載の犯罪に対する有罪の答弁を構成し、被疑者に対する有罪判決が登録される。同犯罪との関連で被疑者に対し、さらなる処分は行われぬ。かつ、
  - (b) 違反切符記載の犯罪との関連で本法にもとづき被疑者から押収した物、またはその処分から発生した利益は、女王陛下により没取され、本大臣の指示に従って処分することができる。

### 規則

- (5) 総督は、以下の各事項を規定する規則を制定することができる。
- (a) 本法にもとづく犯罪であって本条の適用対象となる犯罪、ならびにかかる犯罪を違反切符に記載する方法。
  - (b) 規定の犯罪に対する罰金額。金額は1,000ドルを超えないものとする。

### 総則

#### 会社の取締役、役員等の責任

- 24.(1) 会社が本法にもとづく犯罪を犯したときは、同会社の取締役、役員、代理人または受任者であって、同犯罪の実行を指示し、授権し、同意し、黙認しまたは実行に参加した者は、同犯罪の当事者であり同犯罪につき有罪であって、有罪判決が出たときは、会社が犯した犯罪につき、本法が自然人について定める刑罰を受ける責任を負う。会社が起訴されまたは有罪判決を受けたと否とを問わない。

#### 取締役の義務

- (2) 会社の取締役及び役員は全員が、会社が以下の各事項を遵守するよう、あらゆる相当の注意を払う。
- (a) 本法及び規則
  - (b) 本法にもとづく命令
- (1992, 2009)

#### 従業員または代理人による犯罪

25. 本法にもとづく犯罪の起訴にあたっては、当該犯罪が被疑者の従業員または代理人によって犯されたことを証明すれば、犯罪の十分な証拠となる。その従業員または代理人が特定されていると否とを問わず、当該犯罪によりすでに起訴されていると否とを問わない。ただし被疑者が、当該犯罪は被疑者による認識または同意なくして犯されたこと、かつ被疑者がその実行を防ぐためあらゆる相当の注意を払ったことを証明した場合は例外とする。

#### 訴追の場所

26. 本法にもとづく犯罪の訴追は、犯罪が実行された場所、訴訟物が発生した場所、被疑者が逮捕された場所、または被疑者が偶然いたか、現に業務を行っている場所において開始し、審理しかつ裁決することができる。

### 未払いの手数料や料金

27. 本法にもとづき科せられた手数料または料金が未払いのときは、その手数料または料金は女王陛下に対する債務として、科せられた対象者から回収することができる。

### 違反関連情報の公表

27.1(1) 本大臣は、本法及び規則の遵守を奨励するため、本法にもとづく犯罪につき会社に下されたすべての有罪判決に関する情報の記録を、一般公開の帳簿に保存する。

### 保存期間

(2) 帳簿記載の情報は、5年以上保存する。

(2009)

### 議会への報告

28. 本大臣は毎年、前暦年中の本法運用に関する報告書を作成し、報告書完成後に議会の各院が開会してから最初の15日間のうちいずれかの日に、各院に報告書の写し1部ずつを提出する。

### 見直し

28.1(1) 本大臣は、本条が発効した日から10年後、及びその後10年ごとに、22～22.16条の見直しを行う。

### 議会への報告

(2) 本大臣は、見直しを実施した日から1年以内に、見直しに関する報告書を議会の各院に提出させる。

(2009)

### 廃止

29. [廃止]

### 発効

\*30. 本法またはその規定は、総督の命により定める日において効力を生じる。

[\*1996年5月14日発効。SI/96-41を参照。]

### 未発効の改正事項

1992, c.47, s.85

### 法案 C-42 関連の移行措置

85. 第34議会第3回会議に提出され、「一定の野生動植物種の保護及び同動植物種の国際・州際取引の規制に関する法律」と題する法案 C-42 につき同意が成立したときは、本条にもとづき総督の命により決定する日と、同法第23条が発効する日のいずれか遅い日に、同法第23条の見出し及び第23条を廃止する。

2019, c.14, s.58.2

### 法案 S-238

58.2(1) 第 42 議会第 1 回会議に提出され、「漁業法ならびに野生動植物の保護及び国際・州際取引の規制に関する法律(フカヒレの輸出入)改正法」(本条では「別法」と呼ぶ)と題する法案 S-238 が君主の同意を得たときは、本条第 2~7 項が適用される。

- (2) 本法 18.1 条より前に別法 2 条が発効したときは、同第 2 条により制定される漁業法 32 条を廃止する。
- (3) 別法第 2 条より前に本法第 18.1 条が発効したときは、同第 2 条は一度も発効しなかったものとみなし、廃止する。
- (4) 本法第 18.1 条と同日に別法第 2 条が発効したときは、同第 2 条は一度も発効しなかったものとみなし、廃止する。
- (5) 本法第 18.1 条より前に別法第 3・4 条が発効したときは、「野生動植物の保護及び国際・州際取引の規制に関する法律」の第 6(1.1)項及び第 10(1.1)項を廃止する。
- (6) 別法第 3・4 条より前に本法第 18.1 条が発効したときは、同第 3・4 条は一度も発効しなかったものとみなし、廃止する。
- (7) 本法第 18.1 条と同日に別法第 3・4 条が発効したときは、同第 3・4 条は一度も発効しなかったものとみなし、廃止する。

## 4-2 オーストリア木材取引監視法(HolzHÜG)

### 木材取引監視法の法的規制の全体像、2023.01.25 版

木材貿易の監督に関する連邦法(木材貿易監督法-HolzHÜG)

StF:BGBl.I No.178/2013 (NR:GP XXIV RV 2442 AB 2526 S.216.BR:FROM 9105 P. 823.)

#### 変更

BGBl. I Nr. 167/2021 Bundesgesetzblatt Teileins, Nr. 167 aus 2021, (NR: GP XXVII RV 947 AB 989 S. 115. BR: AB 10699 S. 929.)

[CELEX-Nr.: 32018L2001]

#### 前文

国民会議が決定しました。

### 1.一般条項

#### 適用範囲

§ 1.(1) この連邦法は、その実施または移行のために使用されるものとする。

1. 欧州共同体に輸入される木材のための FLEGT ライセンス制度の確立に関する規則 (EC) No 2173/2005, OJ 2005 L 321, p.1. No. OJ L 347, 30.12.2005, p.1、及び
  2. 欧州共同体への木材の輸入のための FLEGT ライセンススキームの確立に関する規則 (EC) No 2173/2005 の適用に関する詳細な規則を規定する規則 (EC) No 1024/2008 などの補足または実施規定、OJ L 321, 30.12.2008, p. 1. No. OJ L 277, 18.10.2008, p.23、及び
  3. 木材及び木材製品を市場に出す事業者の義務を定めた規則(EU)No 995/2010, OJ L 321, 30.12.2010, p. 1.No. OJ L 295, 12.11.2010, p.23、及び
  4. 次のような補足または実施規定
    - a) 木材及び木材製品を市場に出す事業者の義務を定めた規則(EU)No. 995/2010 に基づく監視団体の承認及び承認の撤回に関する手続き規則に関する代表的規則(EU)No 363/2012, ABL. No. L 115, 27.04.2012 p.12、及び
    - b) 木材及び木材製品を市場に出す事業者の義務を定めた規則(EU)No. 995/2010 に基づき、監視機関が実施するデュー・デリジェンス制度及びチェックの頻度と種類に関する詳細な規則を定めた施行規則(EU)No. 607/2012, OJ L 321, 30.12.2012, p.1. No. L 177, 07.07.2012 p.16、及び
  5. 再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用促進に関する指令 2018/2001/EU, OJ L 329, 30.12.2018, p. 1. No. L 328, 21.12.2018 p. 82。
- (2) 第 1 項にいう法律行為の定義は、この連邦法に適用されるものとする。第三国とは、欧州連合の加盟国でない国、または欧州連合の加盟国として扱われない国を指すものとする。

### 当局

§ 2.(1) § 1 に言及された法律行為の実施及びこの連邦法の施行に関する権限のある当局は、他に定めのない限り、以下のとおりとする。

1. 連邦森林局

- a) §1 第1項第1号及び第2号で言及されている法的行為に関して。
  - b) §1 第1項第3号及び第4号で言及されている法的行為に関して、木材または木材製品が次の事項に関係している場合
    - aa) 第三国から欧州連合域内市場に輸入されたもの、または
    - bb) 他の欧州連合加盟国または欧州連合加盟国に準ずる国からオーストリアに持ち込まれたもの。
2. §1 第1項第3号及び第4号に言及された法律行為に関する地区行政当局。ただし、連邦森林局(Federal Agency for Forests)が第1号、文献bに従って権限を有している場合は、この限りではない。
- (2) 連邦森林局は、さらに、規則(EC) No 2173/2005 の第7(1)条の意味における欧州委員会のコンタクトパートナーとなるものとする。

### オーストリア税関と他当局との協力関係

- §3.(1)** オーストリア税関は、輸入に関して、第1項及び本連邦法に言及された法律行為の執行において行動するものとする。
- 1. パートナー国からの規則(EC) No 2173/2005 に従った木材製品及び
  - 2. 第三国からの規則(EU) No 995/2010 に基づく木材及び木材製品の提供を行うこと。
- (2) オーストリア税関は、特に
- 1. 税関活動の過程で入手した個人情報を含む情報で、§1に言及された法律行為の実施及び本法律の施行に必要なものを、連邦森林局または本連邦法の施行に関係するその他の当局に通知すること。
  - 2. 遅滞なく連邦森林局に通知すること。
    - a) §14 に基づく行政犯罪の疑いや報告、及び
    - b) 規則(EU) No 995/2010 の第2条、文献に基づく、違法伐採のリスクが極めて高い木材または木材製品の輸入。
  - 3. 規則(EC) No 1024/2008 の第10条に従い、連邦森林局の要請に基づき、召喚状を通知すること。
  - 4. 規則(EC) No 2173/2005 の第5条(7) に準拠した措置。及び
  - 5. 規則(EC) No 1024/2008 の第11条(2) に準拠した木材製品のみが、自由に流通できるようにリリースされること。
- (3) 連邦森林局は、第2項に基づく任務を遂行する目的で、オーストリア税関に次の情報を提供するものとする。Z2 文献 b は、木材と木材製品の違法伐採のリスクが非常に高いという基準である。
- (4) 規則(EU) No. 1158/2012, OJ L. 1. No. L 339, 12.12.2012 p. 1 によって最後に修正された、取引を規制することによる野生動植物種の保護に関する規則(EC) No338/97 OJL338, 30.12.1997, p. 1. No. L61 of 03.03.1997 S.1 の実施に責任を負う委員会は、§11(3)に従って本法の施行に協力するものとする。

## 2.当局の任務

### 監視・管理機関

- §4.(1)** §2(1)に基づく管轄官庁は、§1(1)に言及する法律行為及び本法の規定の遵守を監視する責任を負うものとする。監督業務に携わる機関(監督機関)には身分証明書を発行し、監督業務中はこれを携帯し、要求があれば提示するものとする。

- (2) 監督機関は、特に次のことを行うものとする。
1. §5～8 に基づく措置を講じること。
  2. 公定法及び仮差押えの証明書ごとに記録を作成し、公定法の影響を受ける者にそれぞれ1部ずつ手渡すこと、及び
  3. 仮押さえを行った場合は、直ちに所轄の地方行政庁に通知すること。

#### 接近禁止命令の発令

§5. 管轄官庁は、§2第1項に従って、差し迫った危険の場合、通知によって、または直接、廃棄の禁止を発行することができる。

1. 規則(EC) No 2173/2005 に定義される木材製品の出荷が、有効な FLEGT ライセンスの対象であるかどうか疑わしい場合、その出荷の輸入者。
2. 規則 (EU) No. 995/2010 の意味における木材及び木材製品のオペレーター。
  - a) 第4条第1項に反する、または
  - b) 本条例の第6条及び施行規則 (EU) No 607/2012 の第2条から第5条に関連する第4条第2項に反して、市場に出荷されている、または出荷されたことがある。

#### 試験、サンプリング、検査、評価

§6.(1) §2(1)の権限のある当局は、§5(1)の木材製品又は§5(2)の木材及び木材製品の出荷を検査し、必要な範囲内にて無償でサンプルを採取し、検査し、評価することができるものとする。この検査は、第5条第1項にいう疑義又は第5条第2項にいう疑惑が存在しなくても実施することができる。

- (2) 適切な機関、その他の団体、または有能な人物を専門家として招き、調査を実施し、鑑定書を作成することができる。

#### 第三国への転送の指示

§7.(1) 規則(EC) No 2173/2005 の意味における木材製品の出荷で、有効な FLEGT ライセンスのない輸入申告または輸入が判明した場合、連邦森林局は、通知により、または差し迫った危険がある場合、輸入者が1ヶ月以内に有効な FLEGT ライセンスを提示しなければ、輸入者は直ちに、実証的に第三国にその出荷を輸送しなければならないことを直ちに命じるものとする。

- (2) 規則(EU) No 995/2010 の意味における木材または木材製品で、以下のことが判明している場合。

1. 第4条第1項に反する、または
2. 本条例の第6条及び施行規則 (EU) No 607/2012 の第2条から第5条に関連する第4条第2項に反して、市場に出荷されている、または出荷されたことがある。

この場合、連邦森林局は、通告により、または差し迫った危険の場合、輸入者が1か月以内に木材または木材製品の合法的な原産地を証明できない限り、規則 (EU) No 995/2010 の Art 2(f)に従い、直ちに輸入者に命じるものとする。また、掛かる木材または木材製品を直ちに第三国に移送しなければならない。

#### 破壊指令

§8. 第7条に基づく移動が不均衡な費用を伴う場合、連邦森林局は、木材製品、木材または木材製品が押収または没収されていない限り、通知により、または差し迫った危険の場合には直接、実証的に破壊するよう輸入者に命ずるものとする。



### コストとリスク移転

- §9.(1) 第5条から第8条に基づく措置に関連する費用、第13条に基づく手数料の形で適用される場合、及び第7条に基づく移動の危険は、輸入者又は市場参加者が負担するものとする。
- (2) 第1項にかかわらず、第6項第1号に基づく措置に関連する費用は、第1項第1行目及び第4行目に言及される法律行為の違反が立証されない場合、当局が負担するものとする。

### 開示、援助、黙認の義務

- §10.(1) 個人及び法人格を有しない団体は、第1項及び本法の規定の遵守状況を監視するため、監督機関に提出するものとする。
1. 必要な情報を提供すること。
  2. 関連する書類を閲覧のために提出すること、電子記録の閲覧を許可すること、正当な場合には、要求に応じて紙媒体または電子データ媒体によるコピーを無料で提供すること、または合理的な期間内に提出すること。
  3. 合理的な期間内に無料で関連書類を提供すること。
  4. すべての財産、施設及び輸送手段へのアクセスを許可し、輸送手段及びコンテナを開放すること。
  5. 無償で検査、評価、サンプル採取を許可すること、及び
  6. 木材製品を輸送手段から降ろすために、サンプリングのための作業条件に精通した人及び必要な装置を提供すること。
- (2) 欧州委員会又は連邦農業・地域・観光省の職員は、検査機関の検査活動に同行することができるものとする。

### データ通信量

- §11.(1) 連邦森林局は、FLEGT ライセンスの検証結果を直ちにオーストリア税関に通知するものとする。
- (2) §2 第1項 及び §3 に従う当局は、欧州委員会及び欧州連合の他の加盟国または第三国の管轄当局に、すべての情報を送信する権利を有するものとする。これには、§1 で言及されている法的行為の実施のために EU 法の下で必要とされる個人データが含まれるものとする。
- (3) 第2条第1項の当局、規則(EC) No 338/97 の施行に関係する当局、行政裁判所及び通常の裁判所は、第1項に言及する法律行為の実施及びこの連邦法の施行に必要な、個人情報を含む情報を相互に提供するものとする。特に、連邦森林局及び連邦農業・地域・観光大臣は、通知及び調査結果を通知され、要求に応じて、地方行政当局及び行政裁判所がその通知の結果行った手続きに関する、個人情報を含むすべての情報を提供されるものとする。
- (4) 第2条第1項に言及された当局及びオーストリア税関は、FLEGT ライセンスに含まれるデータの交換・記録及び規則(EU) No 995/2010 の実施のために、電子システムを使用することができるものとする。

### 欧州連合への報告

- §12.(1) 森林連邦庁は、
1. 規則 (EC) No 2173/2005 の第8条 (1) に従い、及び
  2. 規則 (EU) No 995/2010 第8条第4項及び第20条 (1) に従い、報告書を作成するものとする。これらの報告書の草稿は、検討され、必要であれば修正されるのに間に合うように、

連邦農業・地域・観光大臣に提出されるものとする。

- (2) 連邦農業・地域・観光大臣は、第 1 項に従って報告書を欧州委員会に送信し、インターネット上で公開するものとする。
- (3) § 2 第 1 項第 2 号す及び § 3 に従う当局は、連邦森林局に、第 1 項で言及されているレポートの作成に必要な情報をタイムリーに提供するものとする。

### 料金

§ 13. この法律の施行に際しての連邦森林局の活動については、BFW 法第 3 条第 6 項に従って費用負担金を設定するものとする。

1. § 1 第 1 項、第 1 号及び第 2 号で言及されている法的行為に関する次のこと
  - a) 輸入業者による FLEGT ライセンスの検証。
  - b) 輸入業者による § 5 から § 8 までの措置と
  - c) これらの行為に対する侵害が認められた場合、及び
2. § 1 第 1 項、第 3 号 及び第 4 号で言及されている法的行為に関して、これらの法的行為の侵害が支払われるべきであると判断された場合。

この法律の実施における連邦森林局の活動には、地区行政当局及び行政裁判所の手続きにおける活動も含まれるものとする。

## 3. 罰則規定と最終規定

### 罰則規定

§ 14.(1) 以下の者は行政犯罪を犯したとみなされる。

1. 規則 (EC) No 2173/2005 の第 4 条 (1) に反して、欧州連合に木材製品を輸入している。
2. 規則 (EU) No 995/2010 の第 4 条 (1) に反して、木材または木材製品を市場に出している。
3. 規則 (EU) No 995/2010 の第 4 条 (3) に反して、そこに言及されているデュー・デリジェンス システムを最新、正確、または完全に維持していない、または定期的に評価していない。
4. 規則 (EU) No. 995/2010 の第 5 条第 1 号に基づく情報が、記録に記載されていないか、要求に応じて管轄当局に提供されていないか、規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味における市場への出荷が、要求時に 5 年以上さかのぼらない限り、正確に、完全に、またはタイムリーに提供されていない。
5. 施行規則 (EU) No. 607/2012 の第 3 条に関連する規則 (EU) No 995/2010 の第 6 条 (1)(a) に従った情報が記録によって文書化されていない、または要求に応じて管轄当局が利用できるようにしない、または規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味での市場投入が要求から 5 年以上さかのぼらない限り、正しく、完全に、または適時にそうしない。
6. 所轄官庁から要請された実施規則 (EU) No 607/2012 の第 5 条 (2) に関連して、規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味における市場への出荷が、要求時に 5 年以上さかのぼらない限り、規則 (EU) No 995/2010 の 第 6 条(1)(b) に従って、リスク評価手順を適用しないか、リスク評価手順の証拠を提供しない。
7. 所轄官庁から要請された実施規則 (EU) No 607/2012 の第 5 条 (2) に関連して、規則 (EU) No 995/2010 の第 2 条 (b) の意味における市場への出荷が、要求時に 5 年以上さかのぼらない限り、規則 (EU) No 995/2010 の Art 6(1)(c) に従って、リスク軽減手順を適用しないか、リスク軽減手順の証拠を提供しない。

8. §5、§7または§8に従って命じられ、これらの規定の要件に従う措置に従わないか、適時に従わない。
  9. §10第1項第1号または第2号に反して、情報または文書を提供または利用可能にしない、またはそのような情報または文書を正確に、完全に、または時間通りに提供または利用可能にしない。または、
  10. §10(1)(3)から(5)に反して措置を容認せず、または援助を提供しなかった場合。
- (2) 行政罰は、地区行政当局によって起訴されるものとする。
1. 第1項(1)、(2)及び(8)の場合、45,000ユーロ以下の罰金、及び
  2. 第1項第3、7、9、10号の場合  
最大25,000ユーロの罰金。
- (3) 第1項(1)または(2)に基づく行政犯罪を故意に犯し、当該犯罪により既に少なくとも一度は処罰されている者は、2,000ユーロから10万ユーロの罰金に処されるものとする。
- (4) 第1項から第3項までの規定は、その犯罪が他の行政規定によってより厳罰に処せられる場合には、適用されないものとする。
- (5) §1991年行政処罰法(VStG)第33a節、BGBl.No.52/1991)には該当しないものとする。

#### 差し押さえと没収

- §15.(1) §14に基づく行政罰の場合、地区行政当局は、手続の対象である規則(EC)No2173/2005に基づく木材製品または規則(EU)No995/2010に基づく木材及び木材製品の没収という刑罰を宣告し、没収を確保するためにその押収を命ずることができる。
- (2) 差し押さえの代わりに金銭を支払うという命令は許されない。
- (3) 朽ち果てた木材製品及び朽ち果てた木材または朽ち果てた木材製品は、経済的に実行可能と思われる場合、有益に回収するものとし、規則(EC) No 338/97の対象にはならないものとする。それ以外の場合は、旧所有者の費用負担で破棄するものとする。

#### プリスク립ションの権限

- §16.(1) 農業・地域・観光担当連邦大臣は、必要な範囲内で、以下のことを行うことができるものとする。
1. 規則(EC) No. 2173/2005の第4条第1項に基づく禁止事項の施行、及び第1条第1項第2項に基づく補足規定及び実施規定と併せて、または
  2. 規則(EU) No. 995/2010の第4条に基づく市場参加者の義務の執行は、§1第1項第4号に基づく補足規定及び実施規定と併せて、  
特に、調査に関するより詳細な規定を発行するものとする。これには、サンプリングと分析方法、及び情報提供、支援、黙認の義務の詳細が含まれるものとする。
- (2) 連邦農業・地域・観光大臣は、再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用促進に関する指令2018/2001/EU、OJ. No. OJ L 328, 21.12.2018, p. 82に従い、連邦気候保護、環境、エネルギー、モビリティ、革新、技術担当大臣との合意に基づき、条例により、再生可能エネルギー源からのエネルギーの使用の分野で措置を採択することができるものとする。これは、持続可能性基準と温室効果ガス削減基準、及び森林バイオマス部門の検証と管理に関する詳細を定めるものとする。

#### 強制執行条項

- §17. この連邦法の施行は、以下に従うものとする。

1. の、税関庁オーストリアに関する限り、連邦財務大臣。
2. § 13のうち、農業・地域・観光担当の連邦大臣が財務大臣と合意したもの、かつ
3. 場合により、農業、地域、観光担当の連邦大臣がその他の規定

#### 言語的な平等性

§ 18. この連邦法で用いられるすべての人称は、女性及び男性のいずれの性別の者にも等しく適用されるものとする。

#### 法規制に関する言及

§ 19. 本連邦法における他の連邦法または欧州連合の直接適用法への言及は、それぞれの適用版への言及として理解されるものとする。

#### 発効日

§ 20.(1) この連邦法は、公布された日の終りに効力を生ずるものとする。

- (2) § 1(1)、§ 3 及び当該(1)から(4)の見出し、§ 4(2)第 1 号から第 3 号、§ 5、§ 6(1)、§ 7(2)、§ 10(1)第 3 号から第 6 号及び第 2 項、§ 11(1)、(3)及び(4)、§ 12(1)及び(2)、§ 13、§ 14(1)第 6 号～第 10 号、§ 14(2)第 1 号及び第 2 号、(3)及び(5)、§ 16(1)及び(2)は、連邦法 BGBl I No. 167/2021 のバージョンの見出し及び § 17 第 1 号から第 3 号とともに、公布の日の終わりに発効するものとする。